

# 令和7年度 丹波篠山市立幼稚園・預かり保育のご案内

## 《利用対象者》

- 【5歳児（1年保育）】 平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた幼児
- 【4歳児（2年保育）】 令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児

## 《申込受付期間・受付場所》

【受付期間】 令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）

【受付場所】 各幼稚園

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

※上記期間後は、随時申込みを受け付けます。

## 《提出書類》

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園願</li> <li>・施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書</li> </ul>
預かり保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預かり保育入所申込書</li> <li>・幼稚園教育終了後、保育が必要な理由を証明する書類※</li> </ul>

※同一世帯で65歳未満の方全員の証明を提出ください。

	保育を必要とする事由	必要書類
①	就労（1か月あたり64時間以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> <li>※自営業、内職、農業の方 就労状況申告書(就労証明書裏面)と前年度の確定申告書、税務署への開業届の写し等を添付</li> </ul>
②	妊娠、出産 （出産（予定）日の前後2か月間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書</li> <li>・母子手帳の写し（母親の氏名、分べん予定日が記載されているページ）</li> </ul>
③	疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書</li> <li>・身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し</li> <li>・市が求める書類（医師の診断書等）</li> </ul>
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書</li> <li>・身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し</li> <li>・市が求める書類（医師の診断書等）</li> </ul>
⑤	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書</li> <li>・り災証明</li> </ul>
⑥	求職活動（起業準備を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書（就労予定申立書）</li> <li>※新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の開覧、知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません</li> </ul>
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書</li> <li>・在学証明書</li> <li>・予定者は合格通知の写し（入学後、在学証明書を提出）</li> </ul>
⑧	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用の必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書 （育児休業期間等がわかるもの）</li> </ul>
⑨	その他（市が認める前各号に類する状態にあること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする申立書</li> <li>・転入手続きに関する誓約書</li> <li>・市が求める書類</li> </ul>

## 《幼稚園について》

### 通園区について

お住まいの住所地によって通園する幼稚園が決まります。指定通園区域は、入園願裏面の「丹波篠山市立幼稚園の通園区域一覧表」をご確認ください。

## 《預かり保育について》

「預かり保育」とは、地域の実態や保護者の要請により、幼稚園教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動です。

### 1 対象となる幼児

- 1) 園児の保護者等が、就労等により昼間家庭にいない場合
- 2) 園児の保護者等が、入院、出産（産前産後2か月）、災害または介護等により適切な保育ができない場合
- 3) 育児休業取得中にすでに入所している子どもがいて、継続利用の必要がある場合

※保護者の就労によりすでに入所している子どもは、下の子を出産後の育児休業中も育児休業対象子どもの1歳になる誕生月まで継続して利用できます。4・5歳児については、利用期間の延長を希望される場合はその年の年度末まで利用を延長することが可能です。  
※育児休業中を事由として新規申込みはできません。  
※育児休業期間中は保育短時間（午前8時30分～午後4時30分）での利用となります。

- 4) その他、教育委員会が特に必要と認めた場合

### 2 実施場所

該当幼稚園名	預かり保育施設名	住所
篠山・たまみず・岡野	こどものおしろ（篠山幼稚園内）	北新町5
八上・城南	くすのきクラブ（城南小学校内）	小枕120
かやのみ	しろたきクラブ（城東保育園内）	日置445-1
西紀みなみ・大山	なつぐりっ子はうす（にしき保育園内）	乗竹729-1
西紀きた	きたっこはうす（しゃくなげ会館内）	本郷159
古市	どんぐりはうす（古市幼稚園内）	波賀野新田74-1

### 3 実施日及び実施時間

#### 【幼稚園開園日】

早朝預かり保育：午前7時30分から午前8時30分

各幼稚園にて、早朝預かり保育職員が保育します。

預かり保育：幼稚園教育時間の終了後から午後6時30分

預かり保育施設で、預かり保育施設職員が保育します。

※こどものおしろは早朝預かり保育はありません。預かり保育時間は午後5時までになります。

#### 【幼稚園開園日以外の日（土曜日・長期休業期間）】

預かり保育：午前7時30分から午後6時30分

預かり保育施設で、預かり保育施設職員が保育します。

※こどものおしろは午前8時30分から午後5時までになります。

◆ 「預かり保育」が休日となる日

- (1) 日曜日 (2) 祝祭日 (3) 12月29日から翌年1月3日

※ その他、実施日及び実施時間は、やむを得ない事情により変更となる場合もあります。

《利用料金》

【幼稚園関係】

- (1) 幼稚園保育料・・・保育料無償化により令和元年10月から無料となっています。

事務の手続き上、無償化される前の金額を把握する必要があります。

下記に該当される場合は必要書類の提出をお願いします。

※ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯：児童扶養手当受給者証や障害者手帳等の写し

※令和6年1月2日以降に丹波篠山市に転入された方、市外在住(単身赴任等)の方：  
以前の住所地(市外在住の方は現在の住所地)での令和6年度所得課税証明書の写し

- (2) 学校給食費

世帯の階層区分	学校給食費月額
生活保護法による被保護世帯・市民税が非課税または所得割課税額77,101円未満の世帯	0円
市民税所得割課税額77,101円以上の世帯	3,400円

※同一世帯内に兄弟姉妹がいる場合、当該園児の給食費は第2子は半額、第3子以降は無料です。

※毎月定額を口座振替し、年度末である3月に年間実食数により精算します。また、精算結果により返金となる場合は、翌年度5月中に指定口座へ振込します。

※単価設定は下表のとおりです。

	単価
通常	230円
半額となる場合	115円

※特別支援学校については、上記の金額や減免制度と異なりますのでご注意ください。

- (3) 幼稚園バス利用料

幼稚園バス利用料月額	1世帯から2人以上が幼稚園、保育園またはこども園に在籍してバスを利用されている場合、2人目以降からバス利用料が半額になります。 <u>バス利用料の減免申請書を提出ください。</u>
2,000円	<u>※申請書は幼稚園にありますので、該当の方はお申し出ください。</u>

【預かり保育関係】

- (1) 預かり保育料・・・無料です(学校給食費・幼稚園バス利用料等の幼稚園経費は別途かかります)。

〈参考〉預かり保育がある幼稚園に在籍していて預かり保育の必要性がある方が、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業、一時預かり事業、認可外保育施設(届け出している施設)を利用される場合、無償化の対象外となります。

- (2) 預かり保育給食費 長期休業期間中(春夏冬春休み)や土曜日の給食代です。  
こどものおしる・きたっこはうす・どんぐりはうす利用の方は、お弁当持参のため不要です。

区分	世帯の階層区分	預かり保育給食費月額（各月）			
通年で 預かり保育を 利用	市民税所得割課税額 77,101 円未満	0 円			
	市民税所得割課税額 77,101 円以上	2,300 円			
		春休み (4/1～4/9)	夏休み (7/21～8/31)	冬休み (12/25～1/6)	春休み (3/20～3/31)
長期休業中 のみ預かり保 育を利用	生活保護法による被 保護世帯または 市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
	市民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯	1,840 円	8,280 円	1,610 円	2,070 円

※同一世帯において、お子さまが2人以上いる場合、第2子は上記の半額、第3子以降は無料です。

※令和6年1月2日以降に丹波篠山市に転入された方は、令和6年度所得課税証明書の写しを提出ください。（4月～8月までの金額は、令和6年度の世帯の課税状況をもとに、9月～3月までの保育料は、令和7年度の世帯の課税状況をもとに決定されます。）

※年間給食数に基づいて3月分口座振替で調整し精算します。そのため、3月分口座振替については、精算により額が増減することがあります。また精算結果によっては返金となる場合があります。その場合は、5月中に登録口座に返金します。

※預かり保育給食費の単価設定は下表のとおりです。

	単価
通常	230 円
半額となる場合	115 円



## 《納入方法》

年間を通じて、**当月25日**に毎月引落を行います。原則口座振替でお願いします。口座の登録用紙（口座振替依頼書）は入園申込の受付以降に配布させていただきます。

※学校給食費は、25日に振替不能だった場合、翌月15日に再振替を行いません（学校給食費以外の科目の再振替はありません）。

※25日および15日が金融機関の休業日にあたるときは、その翌営業日となります。

※長期休業のみ利用の場合の預かり保育給食費は、長期休業終了月にまとめて引落を行いません。

取り扱い金融機関・・・三井住友銀行、みなと銀行、但馬銀行、中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、丹波ささやま農業協同組合、ゆうちょ銀行

お問い合わせ先

【幼稚園入園申込・バス利用料・預かり保育について】

保育教育課 電話 079-552-1115

【学校給食費・バスの運行について】

学事課 電話 079-552-5714